

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対する全教の意見書

全日本教職員組合（全教）

1. 教育の目的は一人ひとりの「人格の完成」であり「人材育成」であってはならない

教育の目的は、一人ひとりの「人格の完成」です。子どもたちが、独立した人格を持ち、自立した一人の人間として社会の中で生きていけるようにその成長・発達を支えることです。そして人格を完成させるのは、一人ひとりの子ども自身です。

「審議まとめ」は、次期学習指導要領下で学ぶ小学生が成人し、社会に羽ばたく 2040 年の社会を「予測困難性も高まって」と想定し、「人材需給に大きなミスマッチが生じる」と「理数系人材育成支援」への方向性を示しています。教育の目的を「人格の完成」から経済成長のための「人材育成」に変質させるものであり、容認できません。

2. 学習指導要領のあり方について**① 大綱的基準であること**

子どもたち一人ひとりの成長・発達を支えるという視点に立てば、何を、どう学ぶのかについても一人ひとりの子どもの実態に即したものとすることが求められます。1947 年版の学習指導要領では、地域や学校の実情、児童の特性に応じて、「それぞれの現場でそれらの事情にぴったりの内容を考え、その方法を工夫してこそよく行くのであって、ただあてがわれた型のとおりにはやるのでは、かえって目的を達するに遠くなる」「生きた教師の働きが求められるのであって、型のとおりにはやるのなら教師は機械にすぎない」と「試案」に位置づけていたことは、教育の条理に適うものです。また、旭川学力テスト訴訟の最高裁判決においても「殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法一三条の規定上からも許されない」としています。学習指導要領の改訂においては、こうした事実をふまえることが求められます。実際、現行の学習指導要領も、教育課程の基準を大綱的に定めるものとしています。しかし、「審議まとめ」は、教育内容のみならず、指導方法や評価のあり方までも事細かに言及しており、「大綱的基準」を大きく逸脱していると言わざるを得ません。

さらに、「分かりやすく使いやすい学習指導要領」としての「デジタル学習指導要領」により、全国の学校現場で「型通り」の、より画一化された指導が展開される恐れがあります。学習指導要領改訂にあたっては、大綱的基準として位置づけることがまず求められます。

② 多様性を包摂する教育課程編成を可能にする条件整備を

子どもたちの多様性を包摂する教育課程編成を打ち出したことは評価します。しかし「1 階」と「2 階」にわけた概念図には強い違和感があります。通常学級の同じ空間にいる子どもたちとしてニーズのある子どもたちを包摂する概念図で表すことを求めます。特別の教育課程と通常の教育課程は区別して設けるとしても、その教育課程は双方に連動しあいながら、いずれも通常学級の教育課程だという認識を醸成させることを求めます。な

お、柔軟な教育課程編成を可能にするには、通常学級の条件整備を後回しにしてはならず、学級の少人数化や指導体制の複数化などの改革が必須であることまで言及していただきたい。

③ 不登校児童生徒に対する対応

「特別の教育課程」を新設し、学習評価制度を導入しようとしています。休養が必要である不登校児童生徒に「本特例」を適用させることで学習が強いられる恐れがあります。不登校児童生徒も「人材育成の対象」とし、子ども達を追い詰めることになりかねません。

④ 高等学校における「障害の程度に応じた教育課程編成」について

高等学校において「障害の状態に応じた教育課程の編成実施を可能とする新たな特例制度を創設する」とあります。現場の教員の意向を聴き取りながら新たな制度設計を検討することが必要です。現行の学校教育法第81条で「障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うこと」が規定されていて、2項では、小学校中学校と同様に高等学校においても「特別支援学級を置くことができる」としています。しかし特別支援学級はわずかな私立高等学校でしか実現していません。障害のある生徒のニーズに応じた教育課程を細やかに編成できるだけの教員配置増と、特別支援教育の専門職の配置、教員養成課程も含めた抜本的な検討を求めます。

⑤ 「余白」の創出ではなく「カリキュラム・オーバーロード」の解消をすべき

今回の改訂は授業時数の削減がテーマであったはずですが、授業時数をそのままにして、「調整授業時間制度」という新たな制度を設けて、「余白」の創出を学校現場に押し付けるべきではありません。「余白」の創出のために子どもの実態を軽視した「効率化」はあってはなりません。また、その「余白」を使った教職員への研修の強要もあってはなりません。研修については教職員の自主性が重視されるべきです。「学習内容の精選」と「学級規模の少人数化」の実現が喫緊の課題です。

⑥ 「学びに向かう力・人間性」の評価はきっぱりやめるべきである

「論点整理」の段階では、観点別評価について「学びに向かう力・人間性」を評定せずとしていました。しかし、「審議まとめ」では「見取る姿」として「学びに向かう力」を評定に影響させています。より現場を混乱させることにつながります。

⑦ 「デジタル学習基盤」を前提にした学びについては検証が不十分である

デジタル学習、デジタル教材の使用についてはユネスコの「2023年グローバル教育モニタリングレポート」などで、すでに、視力、身体的な影響、デジタル情報に依存してしまう心理的影響、見る・書く・話すなど学力の低下など、子どもたちへ負の影響が明らかになっています。「審議まとめ」はこれらのエビデンスを軽視しています。デジタル学習教材や機器を使うことが強制されてはなりません。低学年の子どもたちには使用させないなど規制を設けるべきです。デジタル機器が活用できるようになることが現代人の課題ではなく、むしろデジタル機器の乱用をしないための手立てを講じることが求められます。

⑧ 高等学校の教科・科目構成と標準単位数の在り方

単位を細分化する課題から「新単位」として、50分×17コマを1単位とすべきとあります。2学期制への移行を前提としたものではないとしていますが、2週1組の時間割編成が要求されるなど、生徒および教職員の負担が増え、学習内容の定着などにも懸念を生じます。教職員の配置にも混乱をもたらします。また、高校ごとの編成の違いが大きすぎると、転編入を希望する生徒の進学先が極めて制限される場合が想定されます。

3. 個別の課題について

① 算数科・数学科について

学校現場では、算数・数学教育では子どもの発達段階に応じて目標を区別して、系統的な学習を実践しています。しかし「審議まとめ」では教科の目標について、現行学習指導要領では小・中・高で分かれているものを統一しています。目標を統一することで、学ぶ楽しさや意義を実感し進級してからも抱き続けると示してありますが、それで学習困難な事項が雪だるま式に増加する傾向を食い止める期待が持てません。数学教育の系統性と段階性を重んじた教育内容の精選が喫緊の課題です。

② 情報・技術、情報について

小学校低学年から「基本的操作を習得」、中・高学年で「プログラミングを体験」させると記されています。子どもの成長や発達においては、身体的に直接、自然現象と接する機会が極めて重要です。情報化教育の時間を設けることで、自然と接する機会が減少することは、あってはならないことです。情報化教育の重要なテーマであるメディアリテラシーは、子どもたちに端末をもたせなくても学習はできるはずです。

③ 幼児教育について

学びのつながりを意識し小学校の教科指導と結びつけることは、子どもの発達段階を無視した教育の押し付けになる懸念があります。幼稚園での到達段階における評価が、逆に子どもの選別化につながることでないか心配です。

④ 特別支援教育について

通級において「各教科等の内容の一部を障害に応じて指導できることを可能とする」という改革が盛り込まれました。中学校、高校においては教科の免許対応の教員が必要に応じて通級の指導をするとあります。指導時数が増加し指導時間の割当ての調整業務も膨大となります。通級の運用方法を拡大することに伴い、通級担当、教科指導担当の増員をはかることまで明記すべきです。

⑤主権者教育について

「社会、地理歴史、公民」のなかで、「主権者教育の促進」が位置づけられています。しかし、模擬投票や模擬請願は書かれていますが、投票や請願の仕方を学ぶにとどまっています。また、指導上の留意事項として「平成27年10月29日の『高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について』の通知や令和8年4月7日の『学校における校外活動の安全確保の徹底等について』の通知が引き続き掲載されています。旺盛な主権者教育のためには、教員が自分の意見を述べることで抑制されるべきではありません。高校生の政治活動についても見直しが求められます。

⑥包括的性教育を明示して学習指導要領に位置づけるべき

「多様性を認め合う社会」を実現するにも、子どもが多様な角度から性に関して学ぶことは、「子どもの権利条約」でも認められた「基本的人権のひとつ」としてとらえられるべきです。小学校理科「人の卵と精子が受精に至る過程は取り扱わない」などの「はどめ規定」についても、「決して教えてはならないというものではない」としてはいますが、2003年に起こった七生養護学校事件以降、学校現場の萎縮を招き、学校教育の中で人権やジェンダー平等を基盤とした避妊具の使い方などについて学ぶ機会が失われていると認識しています。青少年の性被害・性加害をなくすことにつながっていません。次期学習指導要領には「はどめ規定」などのない、国際的基準による包括的性教育を位置づけるべきです。